

議場における国旗・市旗の掲揚に関する決議

国旗とは、その国家を象徴するシンボルとして、また、その国家の尊厳をあらわすあかしとして、広く尊崇されるものである。

国際社会においては、他国と交流し、友好を深め平和を築いていくためには、相互の文化や伝統を尊重することはもちろんのこと、国家や国民の象徴である国旗や国歌に対して敬意をあらわすことは当然の責務である。

我が国では、平成11年に「国旗及び国歌に関する法律」において国旗を日章旗（日の丸）、国歌を君が代とすることに法的な根拠が示された。

このことにより、地方自治体の一機関である議会においても、日章旗（日の丸）を我が国の国旗として尊重することは当然のことと考える。

また、昭和29年市制施行時に定められた御坊市章は、波形はごぼうの頭文字を現し、水産業や海運業が盛んであることを示し、三角は木の国を表現し、林業が盛んであることを示していて、市政の進展とともに、御坊市民の統合を表徴してきたものである。

このような中、現在本市においては、市庁舎の建てかえについての議論が高まっており、今後新庁舎の建設に向け鋭意事業推進が図られるところである。この機を逃すことなく、新たな市議会議場においては、我が国の国旗に最大限の敬意を払い、かつ市民の代表としての意識を高め、より真摯にその責務を果たしていくとともに、本市の最高意思決定機関として礼節を重んじ、品位を高めていくためにも、国旗及び市旗を掲揚するものである。

以上、決議する。

平成29年12月13日

御 坊 市 議 会